

社会福祉法人山紫会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山紫会(以下、「当法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務内容に応じた報酬を支給することとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額及び各年度、各月の報酬の上限額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は当該業務に従事した都度、支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第二項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、2005年12月1日から実施する。

平成29年5月29日改定、平成29年4月1日に遡及して適用する。

別表1 (役員等の報酬)
(1) 評議員

源泉所得税控除後の金額

| | |
|----------|-----------|
| 評議員会への出席 | 3,000円/1回 |
|----------|-----------|

評議員の報酬は、各年度の総額について2万円を上限とする。

(2) 理事

源泉所得税控除後の金額

| | |
|--------------------|-----------|
| 理事会への出席 | 3,000円/1回 |
| 上記の他、法人及び施設業務の為の出勤 | 5,000円/半日 |

理事の報酬は、各月の報酬の総額について30,000円を上限とする。

(3) 監事

源泉所得税控除後の金額

| | |
|-------------------------|-----------|
| 理事会及び評議員会への出席 | 3,000円/1回 |
| 上記の他、監事監査、法人及び施設業務の為の出勤 | 5,000円/半日 |

監事の報酬は、各月の報酬の総額について30,000円を上限とする。

別表2 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。